



今年の米はどうなる?!

# 南部町の 平成17年 水稲作付面積は 611 ha

平成17年度南部町には、61 haの水稲作付面積の配分があり、西伯地域378 ha、会見地域233 haとなりました。

また、各集落に配分された水稲作付面積のうち、作付けできないとして余った面積、西伯地域12・98 ha、会見地域17・11 haが再配分されました。再配分は

各地域ごとに行うことになっており、結果として平成17年度は南部町全体で、約610 ha近く

の水稲が作付けられることになりました。

転作奨励金に変わる制度としてはじまった交付金(18年まで)は、西伯地域二千三百万円余、会見地域八百四十万円余となり、大豆・そばなどの作物の作付けに交付されることとなりました。

## 転作の交付金は 3,153万円余 が配分!

### 交付される金額は

#### 西伯地域

作物作付助成	奨励作物作付助成	土地利用集積助成
野菜など水稲以外の作物に、作付面積に応じて助成を行う。	そば、山菜、銀杏など奨励作物に、作付面積に応じて、助成を行う。	おおむね1 haの大豆を作付け、播種、刈取等の基幹作業を委託した場合、大豆の作付面積に応じて助成を行う。
5,000円 / 10a (上限)	28,000円 / 10a (上限)	45,000円 / 10a (上限)
団地化推進助成	水田高度利用(加算)助成	
集落単位等で大豆を団地化して作付けした場合、大豆の作付面積に応じて助成を行う。	大豆の前作に麦を作付けている場合、麦の作付面積に応じて助成を行う。	
55,000円 / 10a (上限)	(加算) 5,000円 / 10a (上限)	
大豆出荷助成	集落営農推進助成	
大豆の出荷を行った場合、大豆の出荷数量に応じて助成を行う。	農業者の取り組みとして地域での話し合い等の取り組みを行った場合、研修・会議等の開催に必要な経費を、上限の範囲内で集落に対して助成する。	
1,000円 / 30kg (上限)	農業者 1,000円 / 1人 転作面積 6,000円 / 1ha (前年度転作面積1haあたり) (上限)	

#### 会見地域

大豆・そば団地化助成	地産地消推進助成
大豆またはソバを、団地または作業集積で作付した場合、作付面積に応じて助成を行う。	水田で大豆や野菜などの作物をつくり給食センターに出荷した場合、作付面積に応じて助成を行う。
大豆・そばの作付 55,000円 / 10a (上限)	大豆・野菜の作付 10,000円 / 10a (上限)
集落営農推進助成	作物作付助成
集落営農に向けた話し合いをした場合、研修、会議等の開催に必要な経費を集落へ助成。	水田に収穫可能な作物を作付けた場合、作付面積に応じて助成を行う。
農家一世帯あたり1,000円を上限とする。	野菜等の作物作付 5,000円 / 10a (上限)

地産地消

# 南部町食材供給連絡協議会 スタート

鳥取県が進める地産地消の取組みにこたえて、南部町でも、

学校給食や病院、福祉施設の給食に、野菜などの農産物を供給しようと、南部町食材供給連絡協議会がスタートしました。

昨年の十一月に発足して以来、会員は三十人を超え、二月からは西伯・会見の学校給食センターなどへの供給が開始されました。



がんばって野菜をつくるぞ！

た。

これまでも、西伯地域でのまごころ市や、会見地域での農家のみなさんの取り組みがありました。

したが、南部町全体で食材供給連絡協議会をつくっての取り組みは、本格的なもので、旬の農産物が供給され、南部町の子どもたちが地元の農産物を食べて成長することは、地域と結びついて、食が教育の一貫として考えられるようになるきっかけになるのではないのでしょうか。

## 中山間地域直接支払いは継続されます

### ”今までのやり方では最高8割交付に“

中山間地域直接支払い制度は継続

されることになりましたが、今までのやり方では、最高で8割までしか交付されず、集落営農組織を作り上げるなどの取り組みを行うことによつて加算される制度となりました。中山間地における水や畦畔の管理、イノシシ被害対策は大変困難になってきており、集落営農組織を立ち上げることが必要になってきており、新しい制度は、集落営農を支援することを含む内容の制度となっています。

通常単価の8割の確保

通常単価（今までの単価）

## 新しい制度の概要

集落マスタープランの位置付けをもつ

- ・集落協定が目指すべき集落営農の将来像(10~15年後の目標)を明記。
- ・目指すべき将来像を達成するための協定期間(5年間)の毎年度の活動工程表の作成。  
耕作放棄の防止等の活動(従来どおり)  
水路・農道等の管理活動(従来どおり)  
多面的機能を増進する活動(従来どおり)

[ 集落協定の充実 ]

農用地等保全マップの策定・実戦 + A又はB要件を選択

[ A要件 ] (次の1~3から、2つ以上を選択)	[ B要件 ] (次のうち1つを選択)
1 生産性・収益向上(1つ選択) ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業の実践 ③地場産農産物等の加工販売	1 集落営農組織化 協定面積の一定割合以上の基幹的農作業3作業以上の共同利用
2 担い手育成(1つ選択) ①新規就農者の確保 ②認定農業者の育成 ③担い手への農地集積 ④担い手への農作業の委託	2 担い手集積化 協定面積の一定割合以上の利用権等の設定
3 多面的機能の発揮(1つ選択) ①保健休養機能を生かした都市住民等との交流 ②自然生態系の保全に関する学校教育との連携 ③多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	

加えて、加算措置適用に向けた取組を行う協定(法人設立などのとりくみ) → 加算単価

山間地はイノシシ被害に悩まされています!



昨年のイノシシ被害